

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（<u>給与等の制度等の公開</u>）</p> <p>第3条 条例第2条の規定により公表する同条第1号の<u>給与等の制度</u>は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の開始の日現在のものとする。</p> <p>2 条例第2条の規定により公表する同条第2号の<u>給与等の支給の状況</u>は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の前事業年度のものとする。</p>	<p>（<u>給与制度等の公開</u>）</p> <p>第3条 条例第2条の規定により公表する同条第1号の<u>給与制度</u>は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の開始の日（<u>事業年度の定めのない県出資法人等</u>にあっては、1月1日）現在のものとする。</p> <p>2 条例第2条の規定により公表する同条第2号の<u>給与の支給の状況</u>は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の前事業年度（<u>事業年度の定めのない県出資法人等</u>にあっては、同項の報告を行う日の属する年の前年）のものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。